

消費者の安全・安心に関わる法律等の勉強会/意見交換会



ACAP 坂田理事長

消費者庁表示対策課
土田悠太氏

片岡康子委員がコーディネーターとなり
会場とWEBをつなぎ意見交換会を実施

ACAP 齊木専務理事



消費者の安全・安心に関わる法律等の勉強会/意見交換会が2024年8月7日(水)2年ぶりに会場とWEB参加のハイブリッド形式にて、明治安田生命保険相互会社丸の内本社会議室にて開催された。

講師として消費者庁表示対策課 景品・表示調査官/弁護士である土田悠太氏をお招きし、ACAP から坂田理事長、齊木専務理事、交流活動委員、会員および会員企業の法務部門等の方々など、会場約24名、WEB約63名が参加した。鈴木交流活動委員長の司会進行の下、坂田理事長の開会宣言により開会した。

第1部は、土田調査官より「改正景品表示法における確約手続の概要及びステマ規制の施行後の動向」についてご講演いただいた。最初に「令和5年改正景品表示法(R6.10.1施行)の概要について」、主な改正点として、①事業者の自主的な取組みの促進、②違反行為に対する抑止力の強化、③国際化の進展への対応など円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等、について説明があった。

続いて「ステマ規制の施行後の動向」(R5.10.1施行)について、①ステルスマーケティング規制の対象、②運用基準の考え方、③直近の措置命令の事例、などが説明された。②に関しては、特に事業者がインフルエンサー・アフィリエイト等第三者に行わせる表示についての具体例が詳しく説明された。

その後質疑応答となり、参加会員の事前アンケートに基づき片岡委員が質問を代読(相談窓口、国際化への対応、ステマ規制への自社内対応、一般従業員の投稿等)土田調査官より丁寧な回答をいただいた。

第2部の意見交換会では、第1部の土田調査官の説明を受け、片岡交流活動委員がコーディネーターとなり「ステルスマーケティング規制への対応どうしていますか?」のテーマで意見交換を行った。片岡委員から消費者庁の表示・ステマ規制等に関するHPの紹介など、整理・説明の後、参加会員の「ステマ規制の勉強会」や「SNS広告ガイドライン教育」の事例などが発表され、その後発表事例に対する質疑応答などが行われた。最後にACAP 齊木専務理事より閉会挨拶があり、盛会のうちに勉強会/意見交換会が終了した。

当勉強会/意見交換会は例年各事業者の会員に加え、法務関連部署からの参加も受け入れており、ハイブリッド形式での開催が相応しい。今後の開催に向けての好事例となった。

木村 健一郎 (交流活動副委員長/個人会員)

無断転載・転用禁止

©the Association of Consumer Affairs Professionals (ACAP)